

裁判員裁判 レポート

被害者に対して 防犯カメラの映像を見せて 記憶させる手法が証人テストの 範囲を逸脱したと判断された事例



イラスト 高橋 尚子 (当会会員)

当会会員 西浦 善彦 (62期) ●Yoshihiko Nishiura

当会会員 宮田 義晃 (61期) ●Yoshiaki Miyata

東京地方裁判所刑事第16部（島田一裁判長）と裁判員は、平成27年11月13日、強盗致傷等被告事件において、検察官が記憶の乏しい証人に対し被害状況を撮影した映像を見せて記憶させることは証人テストの範囲を逸脱しており不当であるとして、被害者である証人の証言を「もはや証言としての価値は非常に乏しい」として事実認定に用いないと判断しました。

本稿では、防犯カメラ等により事件の状況が撮影された映像が存在する場合における弁護活動について報告します。

分かりやすさの観点から、質問と回答というインタビュー形式にしました。

Q1 本件はどのような事件ですか。

A1 西浦回答

この事件は、ベトナム人の26歳の男性Xさんが、ドラッグストアで商品を窃取して店外に出た所、犯行を目撃した警備員Yさんに肩を掴まれ制止させられたため、逮捕を免れるために警備員Yさんの顔面を拳で数回殴り、地面に転倒させる暴行を加えたとして、加療2週間を要する打撲等の傷害を負わせたという強盗致傷事件です。

私は、被疑者国選弁護人として、選任を受け、接見を行いました。Xさんは、初回の接見の段階から「ドラッグストアで商品を窃取したことは確かだが、警備員Yさんの顔面を殴打するなど、暴行をしたことはない。」という説明をしていました。近年、被疑者段階において、裁判員裁判対象事件とされたケースでも、多くの場合、裁判員裁判の非対象事件に罪名落ちさせて起訴されることが目立っておりま

したので、本件においても傷害および窃盗で起訴されることもあり得ると考えていました。しかしながら、結果として、本件は強盗致傷被告事件として東京地方裁判所に起訴されました。

なお、本件の公訴事実として、オーバーステイ等の出入国管理および難民認定法違反の公訴事実も付加しておりますがこの点については、特に争いがなく審理がされたため、本稿では取り上げないこととします。

Q2 判決で指摘された防犯カメラの映像については、証拠開示後、どのような方針で臨んだのですか。

A2 宮田回答

XさんがYさんを殴打している様子が撮影されているという防犯カメラの映像については、西浦弁護士と映像を何度も繰り返し再生しましたが、もみ合っているのはわずかな時間

であり、やや離れたところからの映像でしたので、両者の具体的な挙動は確認できませんでした。しかし、コマ送りで停止して切り取れば、被告人が殴打しているように見える様子を作ることはでき、実際、検察官もそのような写真撮影報告書を請求してきていました。そこで、弁護人としては、防犯カメラの映像については同意してこれを裁判官・裁判員にそれぞれ目で確認してもらうこととし、写真撮影報告書については不同意としました。

また並行して、現場に赴いて西浦弁護士とXさんおよびYさんのそれぞれの言い分に基づいた状況を再現し、また、ほかにも防犯カメラがないか、目撃者を探せないか、といった検討を重ねました。実際、現場により近い位置に防犯カメラがあるのを発見し、検察官への開示請求や管理者への照会を公判直前まで行いましたが、既に削除されているということで入手することができませんでした。捜査段階で動いていたかという点も限界もあったかと思いますが、この点は悔やまれるところです。

Q3 公判前整理手続では、どのように争点整理されましたか。

A3 西浦回答

先に述べたとおり、XさんはYさんに対してその顔面を殴打するなどの暴行を加えてはいないと主張していました。防犯カメラの映像を確認しましたが、確かにXさんがYさんを殴打しているという状況は確認できませんでした。それどころか、防犯カメラの映像からすれば、Yさんの方がXさんを一方的に押し込み引き倒しているという状況が見受けられました。また、Yさんは日本ランカーの元プロボクサーであり万引きGメンとしても今まで8000人ほどの万引き犯を捕まえてきたこと、その経験を生かして万引きGメンとして長年活動していて、Xさんより体格もいいことがわかりました。Xさんの説明に加え、このような証拠を分析し、強盗致傷罪における「暴行」の有無を主な争点に据えました。

公判前整理手続では、裁判員に対して強盗致傷罪における「暴行」の定義を分かりやす

く説明するよう、裁判官主導の下工夫がされました。具体的には、「強盗致傷罪となる暴行」とは「暴力の結果生ずる痛みや恐怖等によって、犯人を逮捕することができない状態になると考えられるような暴力」と定義をし、その判断要素①として、どのような暴力か、具体的には凶器、力の程度、体の部分、暴行の回数、時間の長さを考慮すること、判断要素②として、被告人と被害者との間の個性に着目すること、具体的には体力の差、体格の差、性別、年齢などを考慮すること、判断要素③としては、現場の状況を考慮すること、具体的には事件のあった時間帯、事件が発生した場所、周囲の状況はどのようなものであったのかという点を考慮するという点で取り決めが行われました。単なる定義づけに留まらず、判断要素を細かくあげる手法は、裁判員にとっても非常に分かりやすい方法であったのではないかと考えております。この点について、裁判所が示した手法は、今後もぜひ取り入れていただきたいと考えております。

Q4 冒頭陳述ではどのようなことに気を付けていましたか。

A4 宮田回答

冒頭陳述の具体的な手法としては、かつて鹿児島県の無罪判決において弁護人が取り入れ、また、藤田充宏弁護士が二弁で取り入れている「藤田ダニエル方式」を採用しました。法廷にホワイトボード2枚を持ち込み、キーワードをマグネットで順に貼付けながら説明をしていく方式です。A3で1枚にまとめたメモも配布しましたが、弁護人の話を聴いていただくように裁判員には最初をお願いをして始めました。メモは講演レジュメのように、先の判断要素①から③までの項目を列挙して空白部分を設け、裁判員がその後の尋問等で確認して記入していけるようにしました。

証拠関係については、とにかく防犯カメラの映像がポイントであることを強調しました。結果的に弁護人の主張に基づく認定はされませんでした。評議において、この映像が最も重要であるという意識を裁判員に持ってい

ただくことができたのではないかと思っています。

なお、冒頭陳述、弁論ともに、ホワイトボードにマグネットで貼付けていく作業を陳述者でない弁護士が担当することとしましたが、どのタイミングでキーワードを貼付けていくか、非常に難しいと感じました。いかに効果的に、裁判官、裁判員の頭の中に残るビジュアルエイドに仕上げるか、訓練と研究が必要だと感じました。

最後に、ホワイトボードに貼付けるキーワードの束は、その大部分を、佐藤・西浦法律事務所の事務局さん一同に協力して作成してもらいましたが、時間のない中、なかなか骨の折れる作業でしたので、大変感謝しています。

Q5 警備員Yさんの証人尋問では、どのようなことに気を付けていましたか。

A5 西浦回答

Yさんに対する検察官の主尋問では、Yさんが被告人から暴行を受けた1年前の出来事について、両者の動作の一つひとつが描写的に克明に語られていました。

一方で、Yさんは、事件直後にとられた供述調書では、全く異なる内容を説明しており、ここまでの克明な記憶はないはずだという確信がありました。

そこで、我々は反対尋問にて、「防犯カメラの映像を確認したのか。」「もし確認したとすればそれはいつごろか。」というオープンな質問をしました。本来、反対尋問ではクローズの質問をしますが、ここはあえてこのような質問をしました。これに対し、Yさんは、「先週の金曜日に防犯カメラの映像を見ました。」と回答しました。すなわち、この審理が行われる3日前の検察官の証人テストの際に、防犯カメラの映像を確認したとのことでした。

私たちは、警備員Yさんは当初、全く事件について覚えておらず、防犯カメラの映像を確認したことで、自らの記憶を離れ、単に防犯カメラの映像で見たXとYのやりとりを口頭で自分に都合のいいように説明しているだけに

すぎないと確信しました。そこで、反対尋問において、前述の初期供述の存在を公判廷にて明らかにしました。

Q6 弁論ではどのようなことに気を付けていましたか。

A6 宮田回答

弁論は冒頭陳述で示したポイントの「答え合わせ」というスタンスで適宜問いかけをしながら行いました。被害者の証言については、検察官がセオリーどおり「客観的証拠（防犯カメラの映像）と符合しており信用できる」という立論をしてくると予想し、「証人は尋問の数日前に初めて防犯カメラの映像を確認し、それに沿って話しているのだから、符合しているのは当然である」という反論を準備し、特に強調しました。その一方で、「証言は信用できない」といった表現は、万引き犯に対応して怪我をされた警備員の方を非難しているとの誤解を招くおそれもあると考え、使用しないように気をつけました。

反省点ですが、冒頭陳述と同じようにホワイトボードを使用したのですが、尋問等を経て当初想定していた以上のキーワードが出てきてしまい、うまく使い切れなかった点です。また、やむを得ない面もありますが、通訳事件のため事前に読み上げ原稿の提出を求められていたことから、裁判員の反応を見ながらの柔軟な弁論がし切れなかったという思いもあります。

Q7 判決の内容はどのようなものでしたか。

A7 宮田回答

結論としては、強盗致傷罪の成立が認められ、懲役3年6か月の実刑判決でした。但し、被害者の証言については、事件当日のことは記憶が部分的であり、尋問の3日前に防犯カメラの映像を見て記憶を整理した結果なされたものであるとし、自らの記憶に基づくものか、防犯カメラの映像によって記憶が変容させられたものを区別することが全くできないから、価値は非常に乏しいため、事実認定に用いないとされました。さらに、記憶の乏しい

証人に対し、被害状況を撮影した映像を見せて記憶させるということは、証人テストの範囲を逸脱しており不当であると、検察官の公判準備に厳しい指摘をしました。この点は、弁護人が弁論でも強調したことであり、裁判所が問題意識をもって検討し、公正な判断がなされたことはよかったです。

その一方で、裁判所は、防犯カメラの映像を詳細に検討した結果として、被告人が被害者の顔面を数回殴打した等の事実を認定し、強盗致傷罪の成立を認めました。先に述べたとおり、防犯カメラの映像はそのままでの速度で見ると、細かい挙動を判別するのは不可能であると考えており、評議においては、超スロー再生やコマ送り等が行われたのではないかと推測しています。弁護人としては、評議室で何度も映像が再生され検討されることは望むところだったのですが、法廷と異なる形で再生がなされることまでは想定してお

らず、また、弁護人がコントロールできない部分でもあり、残念です。評議における映像の再生方法に関しては、本件をきっかけに各方面で議論がなされることを期待しております。

Q8 最後に一言お願いします。

A8 西浦回答

この事件は、東京高等裁判所に控訴されましたが、今般取り下げられ、確定しました。最後に、証人テストのあり方について本件の裁判体が示した判断は、非常に当たり前の内容であると考えています。これを機会に、検察庁は、証人尋問のためのリハーサルを超えて、不当に証人の記憶が書き換えられることがないように心がけるべきですし、弁護活動としても、証人テストを実施する際の注意点として留めておくべきと考えます。 ■

刑事贖罪寄付・篤志家寄付は第二東京弁護士会へ

～刑事贖罪寄付等は二弁へ～

「東京三会は、日弁連と共同して、法律援助事業を実施しています。法律援助事業は、市民の方への法的サービスを目的として、人権救済の観点から、犯罪被害者、難民、子ども等、弁護士による法律援助を必要とされる方々のために行っております。」

当会会員の紹介による刑事贖罪寄付や篤志家寄付もまた、日弁連と当会とが共同して受け入れております。弁護士会館9階の第二東京弁護士会事務局人権課（TEL：03-3581-2257）にて手続をお願いします。日弁連と当会連名の、寄付を受けた証明書を発行いたします。なお、振込による入金も可能ですので、お問い合わせください。

問い合わせ先：事務局人権課（TEL 03-3581-2257）